

# 犯罪起因の仮説的考察

## A Hypothetical Thought for Cause of Crime

秋 山 薊 二

### 1. 序

犯罪及び非行の原因を説明しようとする理論には、大別すると四つの異った視点が存在するように思われる。

その第一は、心理生物学的理論 (psychobiological) と心理特性理論 (psychometric) と云われるもので、C. Lombroso(1911), E. Gluecks(1950), W. Rice(1966), H. Goddard(1920), 等によって提唱されたものである。この視点は、犯罪を犯す個人はある種の遺伝による生物学的、心理学的、もしくは精神 (知能) 的欠陥を持っていると云う前提に立っている。この様な規定は、犯罪者に対する効果的な矯正は医学的、もしくは心理学的治療の形態であるべきであることを意味する。更に、この視点は、社会的基盤に立つ犯罪の定義を示すことが出来ず、犯罪者の上に刑罰を課す社会制度の正当性を認めないことになる。

犯罪起因を説明する二番目の視点は、E. Sutherland(1960) に依るものである。分化的接触論 (differential associaton) と呼ばれる彼の理論は個人の社会化の過程に焦点をあてている。この理論は犯罪行動が社会化の過程で学習するものであるとみなし犯罪行動を示す個人に対する社会的制裁を結果的に正当化している。心理学のオペラント理論によれば、処罰(負の補強物<negative reinforcer>) は望まない行動の軽減もしくは除去の為に用いられる (N. Harring, 1967 pp. 12~16)。従って、この理論を現行社会の中に応用するならば、犯罪率の效果的軽減を行う為には、より強く厳しい刑罰を犯罪者に課することを必要とする結論を導きだす。更にこの理論にはいくつかの欠陥が存在する。例えば、ある種の人々は何故法律に抵触する人々より多く接触するかを説明出来ないし、又何故、誰が、何の目的で犯罪を定義するのか同様に全く説明出来ない。以上二つの犯罪原因の説明を試みる視点に共通する欠点は、社会体系の概念の中での考察の欠落である。筆者は社会問題とは社会全体のダイナミズム (個人と社会の相互作用) の中で考察されるべきであって、全体のある一部の要素のみを抽出し局部化の中で考察されるべきでないと考える。もしこの様な筆者の立場が許容されないとするならば、犯罪や非行はもはや社会問題でありえず、直面する社会の現実

に大きな矛盾と波紋を投ずることになるであろう。

第三の犯罪理論は社会体系を用いて犯罪起因を説明している。この範疇に属する理論はアノミー論 (anomic theory) と準文化論 (sub-culture theory) である。これらの理論は、社会には成功と云う基準が存在し、犯罪者とはこの成功と云う社会基準を達成できなかった故に、社会から疎外され、もしくは社会の中に吸収されなかった人々であると思っている。R. Merton(1970) は、彼のアノミー論の中で、アメリカは、社会の中に合意された文化的目標とそれを獲得するための方法が存在していると見ている。しかしながら、或る者にとっては、彼らの置かれた社会的、文化的地位の低さの為に、社会で合意された方法でこの目標を達成する可能性は極めて小さくなる。この文化的目標とそれを完遂する制度化した方法との分離が、結果的にアノミー状態を生起させていると彼は考えている。これがアメリカに於ける高い犯罪及び非行率を引き起す結果になっているとするのである。

この Merton 理論をもとに、A. Cohen(1966) は、アメリカ社会に於ては中産階級の価値観と文化的目標が優位に置かれている傾向があると指摘している。しかし、この文化的目標を達成する合法的手段が労働者階級の子供達にとって十分に用意されていない。だから、社会の中で圧倒する中産階級の基準と中産階級の価値の中で許容される達成方法が用意されていないことのギャップが中産階級の基準への反抗と云う形態で若者の非行を誘引していると思っている。

Cloward と Ohlin(1961) も又、社会構想を基盤とした合法的機会の分化が我々の社会に存在していると指摘している。この分化の差異が非行の発生率に重大な要素となっていると、二人は述べている。

以上の視点を要約すると、これらの理論は、社会の目標や価値は多数の合意のもとに構成されていると思っている。そこで犯罪行動とは社会の中で優位にある見解から逸脱したものとして説明している。

この視点には多くの弱点が内在している様に思われる。すなわちこの視点は多くの異なる犯罪の類型 (例えば、財産犯罪、暴力犯罪、組織犯罪、ホワイトカラー犯罪、特に中産階級出身者による非行、等) が何故発生す

るかを説明出来ない。更に、社会を比較的抽象的に且つ静的に扱え、社会の力動性への十分な配慮に欠けている。犯罪は社会の中にある多様な部分と構成要素の相互関係により生まれ、社会変動や日々の変化を通して生起するのであってこの点を十分に考慮することが重要であると考えられる。更に、犯罪者の矯正処遇や犯罪予防を考える時、この視点はその実用性を極めて希薄にさせる。何故なら彼等は社会が多数の合意による静的なものであるとし、根本的な社会変化を受け入れる事が出来ないからである。すなわち、現在努力されている、刑事政策（矯生活動、犯罪予防）の改善そのものが、彼等の視点に立てば、矛盾に満ちたものへと変容することになる。

第四の犯罪行動に関する概念は、社会が権力と権威をもつ者と、それらを持たない者との間で起る闘争によって構成されていると見做すものである。この闘争理論家の一人 Turk (1968) は社会とは権威を持つものと、権威に従う者の役割の分化に特徴を見出している。更にまた彼は、権威者と従属者の存在は我々の社会に欠くことの出来ない存在であると感じている。Turk は個人の用いる行動規範及び象徴使用型態はある集団によって同一化された社会的、文化的規範以外のものは行うことが出来ないの、いかなる個人も権威から自由ではあり得ないと結論づけている。

しかし Turk は又、人は個人的経験の結果として、それぞれに異なった規範群を備えていると見ている。この理論によれば、犯罪行動とは権威と従属との関係（社会的規範）、もう一つ個人の間には存在する異なった興味や趣向が生む闘争から生起すると見做している。要するに、Turk は逸脱行動（犯罪）を権威を持つ者が、社会的に許容された規範を強いる事に失敗したが故であると考えている。

もう一人の闘争理論を主張する Dahrendorf (1968) は、社会的役割（規範）の存在が個人に対して強制力として作用するが故に、社会は人間行為を規範に従わせ様とする規則を取り入れていると主張している。このことは、社会に従う者に対し報酬、反する者に刑罰と云う形態を通し遂行されている。Dahrendorf によると犯罪行動は制裁を加える集団（規範を強制する集団）と制裁を加えられる集団（規範を強制される集団）との葛藤の結果として生み出されるのであるとしている。

R. Quinny (1970) は彼の著書「犯罪の社会的現実」(Social Reality of Crime) の中で次の様に述べている。「犯罪とは社会の一部である人間行動の一つの定義である。」(Quinny 1970, p. 316)

更に彼は「犯罪の最も重要な概念は権力を持つ社会の一部の人々によって固く守られていることである。公に

形成される犯罪の定義は結果的に、犯罪の定義を作成する人々の興味や利害に反する行為を制御しようとする最も力強い社会制御の方法なのである。」(Quinny 1970, p. 316) と述べている。Quinny にとって、「社会的現実」とは社会的規則や法律が社会にある人々によって理解され、認識されていると云う手段によって構成されているのである。従って犯罪や逸脱行動とは単にこの様な規則からはずされているにすぎないのである。更に加えて、Quinny は人間の行為に関し次のように述べている。「行為の内容は人間が置かれた社会的、文化的位置によって形成されるものであるが、行為そのものは全く各々個人の生産物である。」(Quinny 1970, p. 274)「犯罪とは心の中から始まるのである。」(Quinny 1970, p. 316)

すなわち、彼の見解によれば、犯罪行動とは個人の主観的行動と犯罪の社会的定義の違いによって生まれる葛藤が結果的に引き起すものなのである。従って Quinny は「法律」とは制度化された利害の反映であり、犯罪の理解には欠く事の出来ない基本的要素であると見做している。

上記の闘争理論の論点を要約すると一つの共通性が見い出せる様に思われる。彼等は我々の社会制度（社会的役割、権力、権威、法律、等）が抑圧の形をとり人々の間に葛藤（闘争）を生んでいると考えている。この葛藤が個人をして犯罪行動の発露に到らしめていると見做している。しかしこの理論をもう一步進めて考えてみると、もしすでに述べた社会的役割、権力、権威、法律等の社会制度が弱まってゆけばそれに伴ない犯罪率も低下すべきである。しかしこのことは二つの視点を更に生むことになる。その一は、矯正処遇にあたる者にとって、効果的に犯罪者を取り扱う為には抜本的な社会変動（社会制度の弱体化）を起さなければならないことになる。もしそれが不可能な場合は、その二として葛藤を生み出すこの社会から犯罪者すべてを移動させるか、除去しなければならないことになる。

弁証法を考える時、葛藤や闘争は進歩という目的の為には重要な概念であることは否定しない。しかしながら、この目的は葛藤や闘争を生む相方の側に力が存在する時のみ有効なのである。社会組織自体と、疎外された非組織の人間との間に生まれる葛藤から弁証法的進歩など全く期待は出来ないのである。

更に抜本的社会変動（社会制度の弱体化）と個人の利益の強化が犯罪率の低下を生むかどうか、はなはだ疑問である。筆者はこの様な社会変動は個人間、小集団間に更に大きな葛藤を生む逆効果が表われるのではないかと思うのである。

葛藤理論に対する第二の疑問は、社会は常に方向性と統一性を持っていると云う現実を考える時、生まれて来る。もし社会から方向性と統一性を維持する社会制度を弱体化させたなら、社会の根本的存在要素を破壊することになりはしないかと云う疑念である。社会が統一性と方向性を失った時、当然の結果として混乱が生ずると筆者は考える。

社会学的理論は一般にいて犯罪の定義や犯罪の原因について示唆を与えるが犯罪の類型の存在、犯罪の変動、国別や地域別の犯罪率の差異と云う様な現象について十分な説明を与えていない。

筆者は、限られた期間ではあるが、矯正分野での若干の経験を通し、多くの犯罪者、累犯者に共通する特徴が彼らの社会的不適応であると感じている。この社会的不適応はやる気のなさ、社会技術、生活技術の乏しさ、怠惰傾向として表われている。この事実を基礎に、筆者は犯罪者が社会的葛藤の産物と云うより、社会競争の敗者であると考えてるのである。

社会競争は社会の中に存在して各自の日常生活の中で作用しているのである。犯罪の存在は人々がこの社会競争に如何に反応し、どの様に直面したかの方法に関係すると仮定するのである。拙稿の目的は社会に於ける多様な競争を説明し、競争が如何に社会構造と関り犯罪者を生むかの、仮説的考察と分析を試み様とするものである。

## 2. 競争と社会

基本的に二種類の競争があると考えられる。その第一は人間が本来競争的であると云うことである。これは「種の起源」を書いたチャールスダーウィン(1859)(ここでは、N. Timasheff(p.33)より引用した)の進化の法則の基本原則になっている。ダーウィンから生まれた「適者生存」の概念は、すべて動物は競争の中に生存していることを意味する。この意味に於ける競争は猿や馬などの諸動物のボス競いを通して十分に視察されている所である。この種の競争は人間に於ても集団が形成されるとつぶさに見い出すことが出来る。一方、人間社会に於けるゲームやスポーツの多くが競争を基礎に出来上がっていることに注意しなければならない。言うならば人間は競争を意図的に作り上げ、それを楽しむ唯一の動物であると考えられるのである。H. Spencer (1897)は動物の自然性向の概念を社会進化の説明に応用した人である。人間生活、特に生産性には、この要素が深く関って経済を形成していると考えられる。しかし重要なのは制度化された経済組織の発生である。

第二の競争は、制度化された社会競争である。我々の

社会に於ける社会組織は自由経済を基礎に構成されている。それは自由競争を基本原理に組織された集合体を意味する。すなわち我々の社会は、統制や計画を基礎原理として動く共産主義社会とは対照的に物質中心の自由競争を原理に社会(特に経済)が存在しているのである。この自由競争の基本原理は我々の社会の隅々にまで滲透している。マルクスは、経済的要素が社会の進歩や構造の基本的決定因子であるとの基本原理に立っている。(K. Marx in Timasheff, 1967, p.49)

この基本的競争原理は社会組織を形成し、我々の日常生活を左右する、教育、芸術、文化、スポーツ政治等のあらゆる社会分野へ深く侵入している。一例をあげれば、最新の商品をもより多く買わせ様との意図を持った間断なく続くマスメディアを通しての広告、コマーシャルである。これは潜在的、顕在的競争原理より生まれる何ものでもない。我々社会に於ては、成功とは一般的に言って購売力の大小で測ることが出来る。一方生産者や企業は同種の競争相手に敗れん為に、より新しいより多くの生産品を売ろうと懸念の努力を続けている。労働者は労働者で能力や技術をもとにより多くの賃金とより高い地位を得ようと仲間と競争している。我々の資本主義社会に於ては、巨大企業であろうと、集団であろうと、個人であろうと経済の成長と拡大は成功として受け取られるのである。あらゆる社会要素(教育、スポーツ、芸術、文化)はこの経済競争に大きく影響を受けている。教育はより安全なより高い職業的地位を得る為の道具として見做されているし、スポーツは高い俸給と名誉を報酬として受けるプロに歪められ、芸術は商品価値の大小によってはかられてしまっている。更にこれらの社会競争は殺戮の様な野蛮でも残酷でもない事を認識することが重要である。競争の勝者と競争それ自体を保護する為に社会には規則と規律が存在している。虚偽や暴力的圧力によって財産、商品、購売力の蓄積することは当然のことながら、自由経済競争の中ではルール違反である。これは明らかに競争の勝利者と競争制度そのものを保護しようとする意図によって作られたルールであると考えられる。この社会には財を目的として競うばかりではない、例えば肉体の強さの競い合いを望む者の為には、異なった基準による異なったルールによる様々な競争が準備されている。ボクシングやレスリング、柔道、相撲などがその良い例であろう。

但、ここで競争と葛藤のそれぞれの概念の違いを明確にする必要がある。

J. Biesanz(1969)の定義によると、競争とは「限られた目的が全員で共有できない故に二人以上、もしくは二つ以上の集団がそれを獲得しようと励むことである。」

(Besanz, 1969 p.114) 一方、葛藤(闘争<conflict>)とは「他者の意志に対抗し、意図的に威圧しようとする試みである。」(Besanz, 1969, p.115) Horton の定義では競争とは「すべてのライバルにまさることによって報酬を獲得しようとする過程」(Horton, 1976, p.293)であり葛藤(闘争<conflict>)とは「競争相手を弱め、除去することによって報酬を獲得しようとする過程」(Horton, 1976, p.296)である。以上二つの定義からも明らかな様に、競争の理念は、自己努力のみによって目的を完遂しようとすることであり、競争相手の破壊や威圧をその手段に繰り込まない。すなわち、競争の中に相手の威圧、抑圧、破壊が入り込むと闘争と化するのである。競争を維持する為には、闘争へと変容する手段を禁止する方策が当然必要となる。我々が日常関わる社会競争は以上の様な闘争を生まない様に規則と規律によって保護されている。この規則と規律を我々は法令、法律と呼んでいるのである。Quinny(1970)は「法制史とはそれぞれの時代に於ける権力と権威を持った人々の利害の反映である。」(Quinny, 1970, p.18)と述べている。確かにその側面を持つと考えられるが、更に一步進めて考えてみると、法律の機能は社会の競争システムの維持であると考えられる。この競争システムの維持によって誰が有利になるか、誰を有利にしたシステムかは Quinny が述べている所である。勿論、競争の勝者が自分達の都合の良い様に法律を操作、作成したものであることに疑う余地はない。

当初これらの人は競争者のやる気、競争に対する人気の欠如は結果的に競争そのものを危うくするとの認識に欠けていた故に、上記の様な結果になったのであろう。しかし最近の法律は競争者への刺激、競争参加への平等をかなり考慮して作成されている様に思われる。

法律の歴史は社会競争を維持するのにどの様な基準を用いたかの歴史として見ることも可能なのである。

所で、規則や規律は競争形態を変化させる大きな力を持っている。例えば、ラグビーのルールを変えることによって、アメリカン・フットボールを作り出すことが出来る様なものである。この意味に於て法律とは社会競争を維持するものに欠く事の出来ないものである。しかし法律の変化によって競争形態を変化させることは出来るが、我々社会の基本経済原理が変化しない限り、競争の実体は変化しないであろう。何故なら、経済は人間生活の基本要素であり、社会のあらゆる分野へその影響が波及するからである。

### 3. 社会構造の競争

我々の社会には、多種多様な勝利者と同様敗北者も存

在している。敗北者と云っても凡てが全く同一の状態であるとは限らない。何故ならば、競争は様々な形態がありまた異なった競争のランクによって構成されているからである。例をあげて考えれば明瞭になる。例えばオリンピックに於て敗北したとしても、オリンピックの選手として自国の代表になった者である以上、自国に於ては勝者である。競争とはこの様にどのレベルで競争するかによって、敗者にも勝者にもなりうるのである。換言すれば、競争は、様々な競争のランクによって構成されている。

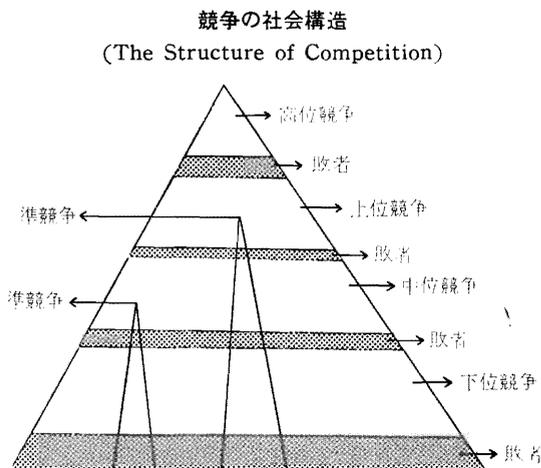
社会競争は基本的に経済競争を基礎に四つの競争構造より構成されていると考えられる。この構造は、下位競争(lower-competition)、中位競争(middle-competition)、上位競争(higher-competition)、高位競争(supreme-competition)と仮に考えてみた。下位競争とは衣、食、住の人間生活の基本的ニーズを獲得しようとする競争を意味している。この競争に於て人々は、より上質の食料をより多く獲得する為、より高級な衣類を獲得する為、より広く、より住みよい住居を獲得する為に社会で競争するのである。一度この下位競争で勝者となると、中位競争へと駆り立てられる。中位競争は基本的ニーズの充足を基礎に、レジャーや余暇の楽しみを獲得する為に競争を始める。この競争には成層理論を提唱したアメリカの W. Warner (1941) の分類した lower-middle, upper-middle, lower-middle の各々の階層の人々が含まれるであろう。上位競争とは高い社会的地位や名声を目的に競うことである。人は一度経済的富裕と余暇の相方を獲得すれば、次には地位と名声を望むのはごく普通の欲求であろう。経済界、政界、教育界、スポーツ界はもとより労働組合の世界でさえ、ずば抜けた勝者はこの段階へと到達する。

次のランク、高位競争は社会を操作する権力に焦点があてられる。これは上記の競争ほど、明確で顕在的であるとは限らない。多分、社会に甚大な影響を与え、社会そのものを自由にあやつるということは、人間にとって一つの快楽であろうと考えられる。この高位競争は明確な形では表われないが、政治、経済、法律、社会一般を動かす力の存在があることからしても、この高位競争の勝者の存在が証明出来るのではないかと考える。

以上の様な大きな競争のヒエラルキーの中に競争方法を異にする多様な準競争(sub-competition)が存在している。しかし、これらの準競争はこの大きな社会的経済競争の中に例外なく包含されている。すなわち、すべての準競争は社会的競争が保有するものと全く同質の競争ヒエラルキー構造を持っている。何故なら、これら準競争は社会競争の規則と規律の元に存在するからである。

但し、この準競争ヒエラルキーの頂点が社会競争の何処に置かれるかは一般的に言ってその準競争が社会競争体系にどの程度寄与し影響を与えるかに依る。

以上の概念を図式すると次の様になる。



競争ヒエラルキーの各々の構造には没落を恐れ案じなければならない、所謂敗者が存在する。中位競争以上の敗者はそれ程深い苦しみをいだくことはないと思像出来る。何故なら、彼にはまだいくつかの選択の余地が残されているからである。これに反し、下位競争の敗者はそれ以上の選択の余地を全く持たない。残された彼の選択は、彼が十分に準備しているかどうかに関係なく、再度同じ競争に復帰しなければならないのである。それは単に生きる為と云う理由からである。競争に常に敗れる者、決して勝利者になれない者は恐らくこの競争を嫌い様になることは充分推察可能である。ここが犯罪と非行を理解する上で重要なポイントになるのである。

#### 4. 犯罪と競争

勝者になるか敗者になるかはごく一般的に言って、主観的なものであり、又相対的なものである。更に勝者、敗者の意義はどのレベルの競争で参加者が競ったかに依る。例えば中位競争での敗者は、敗者といえども明らかに下位競争の敗者ではない。勿論中位競争の敗者は一種の失望を抱くではあろうが、社会競争そのものに対し強い不満を持つ程には到らないであろう。筆者が提唱する競争ヒエラルキーは図式の様明確な区分が現実社会では不可能であるので、敗れた者が敗者としての意識を明瞭な物として持ちあわせているとは限らない。すでに述べたが、敗者とは相対的概念であり、敗者としての意識が発生するかどうかは競争者の過去と置かれた周囲の環境に依ると考えられる。すなわち、各競争レベルの底辺

にある人々は、上部から没落して来た人々と下部から昇進して来た人々の二種類によって構成されているのである。

すなわち、敗者としての意識の発現は、没落した人々のみに起り得るものであって上昇して来た人々の中には決して発現することはない。更に、同じ敗者であっても中位、上位、高位の敗者は下位競争の敗者に比べ比較的弱い意識の発現に止まるのである。何故なら、より高いレベルの競争に敗れても生活の維持に大きな影響を持つ程、決定的でないからである。これとは対照的に下位競争の敗者は低質の生活環境など即座に生活のみじめさに直面しなければならない。更に社会の中で生活をかかえている以上、下位競争の敗者にとってこの社会競争から逃れる他の選択を求めるが出来ないのである。勝者か敗者かの決定は極めて主観的で、環境的なのである。

例えば、戦時下や経済恐慌時にみられた様に、たとえ生活上の基本的物資が欠乏したとしても大多数の人々が同一の環境にあれば、通常ならば敗者として見做される様な状況にあっても敗者としての自覚の発現は極めて希薄になる。一方周囲が豊かな生活を送っている中で一人生活に困窮した場合、みじめさと敗者としての自覚は増幅される。今日の社会状況を考えると、我々は美しいもの、楽しいもの、素晴らしい物、理想的生活様式などをマスメディアを通して日常生活のありとあらゆる場面で見られる様に強いられている。所謂理想の押しつけの攻勢にあっている。この事実、社会競争を行うことが困難な人々にとって敗者としての感覚を強め、敗者としての自覚を増幅させているのである。この様に幾度となく競争を試みても決して勝者にはなれず常に敗者である人々にとって、社会競争に対して怒りと、欲求不満を持つのは当然のことと言えないだろうか。

敗者の中には社会競争に対し、十分に準備が整っていないもの、もしくは社会競争に入る以前の基本競争に敗れてしまっている者がいるものを考えておく必要である。これらの人々は、そもそも社会競争に参加することが無理（少なくとも平等に競争することは不可能）なのである。この様な過程を通し、下位競争の敗者は徐々に社会で競争しようとするやる気をなくしてゆき、彼の経験の中から、社会の競争に対し怒りや、不満を蓄積することになるのである。そしてそれがあつた所までゆくと、自分にはどうでも良い競争のルールを破る結果になるのである。さて、犯罪と逸脱行動の理解に重要な点は、彼等が貧しいか十分に教育を受けていないかと言うことにより、社会競争で彼等が何を経験し、それにどの様に反応したかである。ここで更にその反応型態を考察してみる。

恐らく慢性的敗者は社会競争に対し、より否定的であろうし、又社会競争に必要な準備が不十分な人々にとっては、社会競争に肯定的に参加しようとするやる気を失っているであろう。換言すれば、貧困や教育を十分に受けなかったと云う状況は、犯罪を引き起す十分条件にはなり得るが必要条件ではないのである。従って、犯罪の決定的要素は社会競争をどの様に人が知覚したか、もしくはしているかに依るのである。そして、この社会競争に対する反応と知覚は様々な異なったタイプが存在するのである。筆者はこのタイプを14種類に分類してみた。本稿の目的は犯罪起因の考察であるので犯罪起因に直接関係する四つの類型のみを取り上げ論を進めることにする。

犯罪起因に深く関る競争反応類型とその定義は次の様になる。

#### 1) 競争を逃避する者

競争を逃避する者とは、彼等が不公平で不当であると感ずる競争に耐えることが出来ないが故に、社会競争を競う能力と勝者になりうる可能性を持ちながらも、競争から逃避するのである。彼等は社会に対して直接的な行動を起すよりは、自分自身が納得のゆく別の世界を捜そうとする。彼等は、アルコールや麻薬、精神安定剤の常用者になりがちであり、また社会に対しては、皮肉っぽく又諧謔的で時には社会に対する不満から自虐的になる傾向を持つ。故に彼らは相対的に社会競争の規則や規律を破る高い可能性を持っている。

#### 2) 競争を諦める者

この人々も競争を逃避するものと同じく競争する能力は持っているのであるが、競争から来る圧力や期待、競争の方法に耐えることが出来ずに競争を諦めるのである。彼等は競争に対し否定的であり、又、怠惰になる。しかし自分達の最低の生活の維持に必要な最小限の競争は行うのであるが、同じ競争を長く続け様とはしない。

#### 3) 競争を拒否する者

競争する為には、競争に参加する意味が必要である。家庭破壊や周囲の人々に非人間的に取り扱われた経験の故に、この人は競争に必要な精神的、心理的衡行が歪められ、社会の合法的競争感覚を失ってしまった人である。だから、基本的に競争に参加しようとする意志は持ち合わせておらず、競争に背を向けているのである。

#### 4) 競争に屈服した者

これらの人々は、社会競争以前の基礎的競争にやぶれたので、社会に於て競う自信をなくしてしまっている。そしてこの人々は社会競争には決して勝つことがないであろうと信じてしまっているのである。だから、自分の基本的生活を維持する為に簡単で容易な競争に恐る恐る

参加するのである。

以上が犯罪に関係するであろうと考えられる人々の類型とその内容である。

この範疇に入る人々は多かれ少なかれ社会不満や挫折感を共通に持っている。しかしながら、この社会に対する否定的な感情を表わす手段と目標を持っていないのも同様に彼等の共通点と考えられる。彼等のこの否定的感情は直接的で、具体的で、対人化されており、正しい対象に向って、その感情を適切に表現出来ないのである。だからもし彼等の否定的感情が外部からのある種の刺激によって行動に変化するならば、彼らのその行為、行動は規則を破る行動になって表われる可能性は高い。彼等の否定的感情は競争そのものによって生成されているので、否定的感情の表れは勝者への反抗、競争相手への反抗、もしくは身近な競争組織への反抗と云う形で起ると考えられる。いかに貧しくとも競う強い意欲がある限り、規則違反行為はほとんど起るとは考えられない。一方慢性的敗者は繰り返し競いながらも勝つことが出来ず、ただ多くの勝者だけを見せられる、この様な状況の中でやる気は失われ、競争に対する否定的態度を身につけて行くことになる。

この様に考えると、富裕な者と比較すれば、貧しい者が犯罪者になる可能性の方が高いことが解る。この事実がチームスポーツで良く起る現象によく表われている。敗戦が明らかになった側のチームの選手はしばしば全く試合の進行に必要なとは思われない個人的ファールを、欲求不満から犯すことがある。

これとはまったく同様に、たとえ裕福な家庭に育った子供であっても、もし競争によってその子供を抑圧するならば競争に対して否定的感情を持つであろうし、犯罪を犯す可能性は多分に考えられる。中産階級の子供の非行は、この様な筋道で推察可能である。

一方、競争に対する否定感情の発散は大きく四つの方法に分類出来ると思われる。即ち、1) 一般的競争社会全体に向けられるもの、2) その人の身近な環境に向けられるもの、3) 自己に向けられるもの、4) 同じ感情を持つものに向けられ共感を呼ぶ場合である。勿論犯罪者が上記四つのどれか一つの型だけを用いて彼等の感情を発散しているとは限らない。時には複数の型を用いているであろう。しかし、この四つの分類によって犯罪の基本的なタイプを推測することが出来る。もし1)の様に、否定的感情が一般社会全体に向けられるとすれば、累犯者になる可能性が高いであろうし、犯罪内容は商店、社会、役所、銀行、等の社会組織か、見知らぬ人に対するものとなるであろう。

もし、身近な状況へこの感情が向けられると、雇用者、友人、隣人、家族、等、自分の知っている個人に対するものになる。もしこの感情が自分自身に向けられ外に向って表われる時、彼は或る種の自己破壊行動を伴ないながら、特定の個人、集団に対し暴力的犯罪を犯すと考えられる。もしこの感情が同一感情を持つ人々と共感を呼ぶならば、行動は彼等と共にしない組織犯罪もしくは非行集団として活動するようになるであろう。社会競争に対する反感として、彼等の集団は内的に彼等自身で別の新しい競争形態を生み、そこで集団行動として、彼等の否定的感情を発散することになるであろう。それはあたかも、競技会に於ける敗者復活戦に酷似している。ここで一つ留意しなければいけないことは、この否定的感情で処理される過程は相互に排地的で独立している必要はない。多分犯罪者のある者は上記四つの発散方法を複数で行っていることも充分考えられる。

この様に社会は競争によって形成され、競争によって生み出された敗者がどの様にして競争に反応するかが犯罪を生む岐分的になるばかりか、その反応方法によって犯罪の種類、形態までも決定していると考えられるのである。現在行なわれている矯正活動の主流は、この競争の概念からみると、社会競争に対する否定感情除去の努力と、社会競争の敗者に対し社会競争に復帰する様に力付けているに過ぎない。であるとすれば、当然のことながら矯正活動の効果の結果は得られる筈がない。今我々が考えなければいけないことは、社会がその必然として作り出す犯罪者（競争の敗者）の持つ否定的感情をどの様に処理するかが重要なのでつる。更に競争社会の持つ問題の実質的解決なくして、犯罪率の低下は考えられない。いづれにしても、この仮説によってのみ、何故多くの犯罪者が社会的に不適応なのか、何故貧しい社会的技術しか持ち合わせていないのか説明がつくことには間違いない。

## 5. 終りに

犯罪の原因を説明しようとする理論は社会学的、心理学、生物学、等の分別より数多く提唱されている。しかし一方で、筆者が体験的に見た犯罪者の共通の特徴である社会的に不適格（具体的には怠惰）また社会技術の貧困（具体的には協調性、妥協、忍耐力の欠如）を説明する理論は存在しない。そこで拙稿はこの二つの犯罪者の特徴が何故、どこからやって来るのかを手がかりに仮説的に犯罪起因を考察した。

社会過程の一つに競争がある。この競争に焦点をあてると、社会は競争より出来上がっている組織体であることが解明されて来る。

経済、教育、スポーツ、職業、はてはレクリエーションまですべて競争の体制を見事に備えている。更に競争は単に一元的なだけでなく、多角的に複雑に構成されている。あたかも競技会の地域予選、都道府県別予選、地区予選、全国大会に到るのと同じである。ここに競争の階層を見出すのである。競争のヒエラルキーはその各々の階層で勝者と敗者を必然的に作り出す。下部階層の敗者は上部階層の競争の敗者よりも敗者としての自覚は大きいであろうことは充分推測出来る。何故なら下部に行くに従って自分より以下の者が少なくなってゆくからである。この階級別に生まれる敗者の存在は、現在までの犯罪理論では説明出来なかったホワイトカラー犯罪、及び中産階級出身の若者の非行についてその説明が可能になった。一方、犯罪の内容は社会生存に欠くことの出来ない競争に敗者がどの様に反応しているかが決定要因となるのである。この様に犯罪者が社会競争の敗者であるとの仮説に立てば、筆者の経験的に習得した犯罪者が社会的に不適格者、社会技術の貧困の二つの特徴を説明しうることになる。更に一步この論を進めれば、社会に競争が存在する限り、犯罪は不可避であるとの結論を得る。しかし同時に矯正活動の一つの方向を示すことも間違いない。

最後に一言付記しておきたい。本稿にはかなりの論理の飛躍があり又、十分に消化されない概念を乱用している所もある。社会と云う極めて抽象的な対象を用いて類型を作成し論を進めなければならなかったからである。素直に言ってこれは一つの冒険である。従って、本稿があくまでも仮説的考察の域を脱していないことを了解して頂きたい。

## Bibliography

### 参考引用文献

1. Biesanz, J. (1969)  
Introduction to Sociology. N. J.: Prentice Hall
2. Block, H. (1962)  
Man, Crime and Society. New York: Random House
3. Cohen, A. (1955)  
Delinquent Boys: the Culture of the Gang. Chicago: Free press
4. Cloward, R. and Ohlin, L. (1960)  
Delinquency and Opportunity. Chicago: Free Press
5. Dahrendorf, R. (1968)  
Essays in the Theory of Society. Stanford Univ. Press.

6. Haring, N. (ed) (1967)  
Method in Special Education. New York:  
McGraw Hill Book Co.
7. Hofstadter, R. (1955)  
Social Darwinism in American Thought.  
Boston: The Beacon Press.
8. Horton, P. (1976)  
Sociology. New York: McGraw Hill Book  
Co.
9. Merton, R. (1970)  
Social Structure and Anomie. reference from  
"The Sociology and Delinquency" by wolf-  
gang(ed) (1970)
10. \_\_\_\_\_(ed) (1971)  
Contemporary Social Problems. New York:  
Harcourt Brace Jovanovich Inc.
11. Quinny, R. (1970A)  
The Social Reality of Crime. Boston: Little,  
Brown and Company.
12. Quinny, R. (1970B)  
The Problem of Crime. New York: Dodd,  
Mead & Co.
13. Turk, A. (1966)  
"Conflict and Criminality" American Socio-  
logical Review, 31 June pp. 338~352.
14. \_\_\_\_\_(1973)  
Criminality and Legal Order. Chicago: Rand  
McNally Co; Reference here are from "The  
New Criminology" by Tayllor, Routledge &  
Kegan Paul, London pp.241~242.
15. Taylor, I. and Walton, P. (1973)  
The New Criminology. London: Routlege &  
Kegan Paul
16. Wolfgang, M. (ed) (1970)  
The Sociology of Crimce and Delinquency.  
New York: John Wiley & Sons Inc.
17. Wright, E. (1970)  
The Politics of Punishment. New York:  
Harper & Row.